

全国商工会連合会 提出資料

□具体例：事業承継時に業種ごとに必要となる許認可手続き

	許認可の種類 (業種)	所管省庁等	要望事項	現在の手続内容・負担感
1	一般酒類小売業免 許 (酒小売業)	国税庁	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。	相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、事業計画書や店舗所在地の土地・建物の登記事項証明書を始め、複数の複雑な書類提出に加えて、登録免許税がかかるなど、大変な手間とコストがかかる。
2	クリーニング所開設届 (クリーニング業)	厚生労働省	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。	相続であれば申請書1枚と戸籍謄本のみ（相続人が2名以上の場合は同意書が必要、また他にクリーニング所を開設している場合はその概要書が必要）で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、開設届、構造設備の概要等の提出に加えて、保健所による適合基準の検査が必要となり、検査後も許可が下りるまでに一定期間を要するため、営業を停止しなければならないなど業務にも支障をきたすこととなる。
3	建設業許可 (建設業)	国土交通省 地方公共団体	事業承継を行う場合は、許認可を引継ぐことを可能とすること。	個人事業主については、相続であったとしても許可を引継ぐことは出来ず、新規で申請を行う必要がある。建設業許可の申請に際しては大変な手間と労力を費やすため行政書士に依頼することが多く、経費面でも大きな負担となっている。
4	食品衛生法に定める34業種に係る 営業許可 (飲食店、食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉販売業、魚介類販売業等)	厚生労働省 地方公共団体	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。	相続であれば申請書1枚と戸籍謄本のみ（相続人が2名以上の場合は同意書も）で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、業種によって詳細は異なるが、基本的には営業許可申請書、営業設備の大要・配置図等の提出に加えて、保健所による施設検査や許可申請手数料が必要となる。検査後も許可が下りるまでに一定期間を要するため、休業しなければならないなど業務にも支障をきたすこととなる。なお、新規での申請は検査が厳しく、業務上支障が無い程度の老朽化した設備も改修する必要性が生じることもあり、同じ設備を引継ぐにしても相続の場合と新規の場合で大きく異なる。

	許認可の種類 (業種)	所管省庁等	要望事項	現在の手続内容・負担感
5	旅館業営業許可 (旅館業)	厚生労働省	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。	相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、複数の申請書類の提出に加えて、建築基準への適合性確認を受ける必要があるなど大変な手間となっている。
6	理容所・美容所開設届 (理美容業)	厚生労働省	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。	相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、複数の書類提出に加えて、保健所による適合基準の検査が必要となり、検査後も許可が下りるまでに一定期間を要するため、営業を停止しなければならないなど、業務にも支障をきたすこととなる。